

2008年10月31日

関係各位

栃木県オリエンテーリング協会
会長 関根 英尊

栃木県内におけるオリエンテーリング活動に関する規程改定についてのお知らせ

平素は栃木県内における、オリエンテーリング活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

これまで、栃木県内のオリエンテーリング活動についての、文書による届出・許可/不許可・報告という手続きについて、経費負担をお願いすることを中心に、一部改定させて頂く旨を2006年3月に発表しておりましたが、一般への一定の周知が図られたと判断できることから、本格実施とさせていただきます。なお、今回改定した手続きは平成20年4月1日以降の活動について適用させていただきますが、既に書類の提出をしている団体については、改めての提出は必要ありません。申請手数料のみ、所定の口座にお振込下さい。

本協会では、良質のトレインが数多く存在する栃木県の環境を長く保つために、これまでも行政、地元の方々との交流を図ってまいりました。こういった活動は、今後も継続していく所存であり、引き続き多くの方々に当県内でオリエンテーリングを楽しんで頂きたいと考えております。しかしながら、他団体の不注意な山林の利用による障害、鳥インフルエンザの発症に関連した障害など、我々の努力だけでは解決できない問題も多々あり、これまで以上に行政機関との密な連携が求められています。

こういった背景もあり、このたび設定させて頂いた「トレイン使用に関する申請手数料（略称：申請手数料）」については、栃木県内でのオリエンテーリング環境を守るために協会の活動の原資として、有効に活用させていただきます。なにとぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、協会の準備が遅れ、一部の団体にご迷惑おかけしました。ここに改めてお詫び申し上げます。

記

今回設定した栃木県内のオリエンテーリング活動についての規則の概要は以下の通りです。トレイン利用に関する手続きについては、申請手数料の支払い以外は従来通りです。

1、栃木県内でオリエンテーリング活動（練習会、大会、合宿開催など）を行うクラブ・団体・個人は1ヶ月前までに協会に書式に従い申請を行い、許可をもらうこと。

2、オリエンテーリング活動の実施後、必ず報告書を提出すると共に、参加者一人当たり100円の「申請手数料」を協会に納めること。納付先口座は以下の通り。

申請手数料振込み口座　ゆうちょ銀行　記号10730　番号24212041
口座名義　栃木県オリエンテーリング協会

3、栃木県内におけるトレイン・オリエンテーリング用の地図の管理・作成・提供は、当協会が行うものとする。但し、2007年3月末時点で地図を保有し提供を行っている団体については、当面既存の地図の提供を認める。

また、特別の事情（例：トレイルOなど一時的に作成・使用される特別な地図）があると当協会が判断した場合には、この限りではない。

4、無届、無許可、虚偽申請、申請手数料の未納といった規則に違反する行為や地元自治体、住民に多大な迷惑をかける行為を行ったことが判明した団体・クラブ・個人は、以降一切の栃木県内におけるオリエンテーリング活動を禁止するものとする。

5、2008年11月以降使用する、新しい申請書、報告書は別添の通りとする。

以上